

青色申告

蒲田会報

No. 829

令和6年6月号

ホームページのパスワード

d4rz

発行人 江川 慎郎

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-aoiro.or.jp

源泉所得税上期指導会は完全予約制となります

源泉徴収義務者となっている方は、源泉所得税の納付をお忘れなく!!

従業員、青色事業専従者がいる事業主の方は、その支払給与から源泉所得税を預かり、納付する義務があります。事務局では源泉所得税の指導を完全予約制で行いますので、下欄の必要書類をご確認の上、電話予約をしてください。

納期の特例を適用している方の令和6年1月から6月までの源泉所得税の納付期限は令和6年7月10日(水)です。1日でも納付が遅れますと、加算税と延滞税等がかかる場合があります。また、納付税額が「0円」であっても、支給の金額等を領収済通知書に記入し、提出しなければなりませんのでご注意ください。

なお、感染症対策として、事務局へご来局される方は1名のみ、事前に検温・手指消毒を行い、不織布マスクを(鼻からあごを覆うように)正しく着用することを必須とさせていただきます。また、体調が万全でない場合は、ご来局をご遠慮ください。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

開催日	予約開始日
令和6年7月1日(月)～7月9日(火)	6月24日(月)

※納期限日の7月10日(水)は、源泉指導会を開催いたしませんので、ご注意ください。

・開催時間：9:00、9:30、10:00、10:30、11:00、
13:00、13:30、14:00、14:30、15:00

※予約時間は、給与支払者数、他の会員の方の予約状況等を考慮して承ります。

・予約電話番号：03-3732-1310

※予約は、平日の9:30～11:00、13:30～16:00、お電話にて承ります。

なお、指導希望日当日は予約の受付が出来ませんので、ご了承ください。

・会場：事務局

・必要書類

①領収済通知書(納付書) ※税務署より送付されたものをご使用ください。

②令和5年7月～12月分の領収済通知書(納付書)の控え

③令和6年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿と各人別控除事績簿(2・3ページ参照)

※支給月日、総支給金額、算出税額を事前にご記入してください。

④令和6年分給与所得者の扶養控除(異動)申告書

※平成28年1月より社会保障・番号制度(マイナンバー制度)が始まりました。市区町村に提出する給与支払報告書(個人別明細書)には、事業主の個人番号とともに、給与の支払を受ける者とその控除対象扶養親族等の個人番号の記載が必要となりますので、必ず、従業員、青色事業専従者から提出してもらってください。

⑤ボールペン、電卓

『給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた』について、2・3ページに記載しておりますので、併せてご確認ください。

給与等の源泉徴収事務に係る **令和6年分所得税の定額減税のしかた**

1. 定額減税の概要

(1) 定額減税の対象となる人

令和6年分所得税について、所得税の定額減税の適用を受けることができる人は

- ① 令和6年分所得税の納税者である居住者
- ② 令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人

(2) 定額減税額

所得税額の定額減税額は、次の金額の合計額です。

その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

① 本人（居住者に限ります。）	30,000円
② 同一生計配偶者及び扶養親族（居住者に限ります。）	1人につき 30,000円

◆定額減税額の対象となる「同一生計配偶者」とは、控除対象者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除く）のうち、合計所得金額が48万円以下の人

◆定額減税額の対象となる「扶養親族」とは、所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。

※ 個人住民税は、1人につき個人住民税所得割額から1万円の定額減税額が控除

2. 給与所得者に対する定額減税

令和6年6月1日以後、最初に支払う給与等（賞与を含みます。）につき源泉徴収する所得税等から控除します。控除をしてもなお控除しきれない金額は、以後令和6年中に支払う給与等につき源泉徴収すべき所得税等の額から順次控除します。

※ その後「同一生計配偶者と扶養親族の数」に異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整することになり、月次減税額を再計算はしません。

3. 給与支払時の月次減税額控除

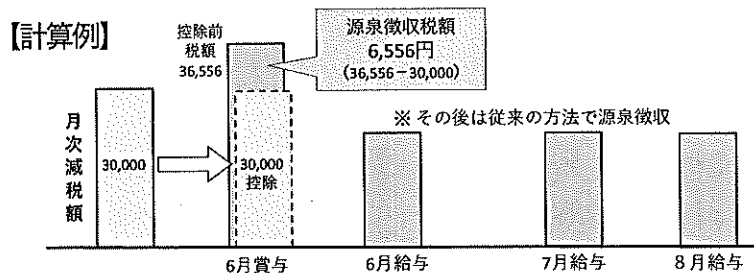
(1) 控除前税額の計算

「令和6年分源泉徴収税額表」を使用して控除前税額を求めます。

(2) 実際に源泉徴収する税額の計算

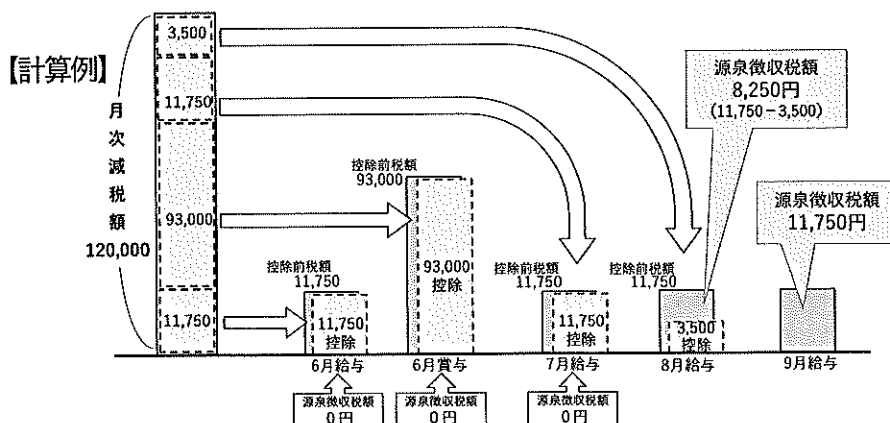
上記(1)で求めた控除前税額と月次減税額とを比較し、次の①又は②の区分により、その給与等から実際に源泉徴収する税額を求めます。

① 月次減税額の金額が控除前税額の金額以下となる人の場合（月次減税額の金額 ≤ 控除前税額の金額）



この事例では、月次減税額（30,000円）が最初に支払う6月賞与の控除前税額（36,556円）以下となるため、月次減税額を6月賞与の控除前税額から全額控除し、控除した後の残額（6,556円）が6月賞与に係る源泉徴収税額になります。その後は控除できる月次減税額はありませので、年末調整を行う前までは従来の方法で源泉徴収税額を算出します。

② 月次減税額の金額が控除前税額の金額を超える人の場合（月次減税額の金額 > 控除前税額の金額）



この事例では、月次減税額（120,000円）が最初に支払う6月給与の控除前税額（93,000円）を超えるため、6月給与で控除しきれなかった部分の月次減税額は、以後に支払う6月賞与、7月給与、8月給与に係る控除前税額から、順次控除します。9月給与以後は、控除できる月次減税額はありませので、年末調整を行う前までは従来の方法で源泉徴収税額を算出します。

※令和6年6月に支給する給与の定額減税のしかたに不明点がある方は、源泉所得税上期指導会前に、別途指導いたしますので、事前予約の上、事務局へご来局ください。

(各人別控除事績簿)

基準日在職者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算		令和6年6月25日		月次減税		令和6年6月28日	
	同一生計配偶者 と扶養親族の人数	月次減税額 (受給者本人 +①の人数) ×36,000円)	控除前 税額	②のうち 控除した 金額	控除しきれ ない金額 (②-④)	控除前 税額	⑤のうち 控除した 金額	控除しきれ ない金額 (⑤-⑦)
山川 太郎	3	120,000	11,750	11,750	0	93,000	93,000	15,250

【記載例】

＜各人別控除事績簿と源泉徴収簿への記入方法＞

(源泉徴収簿)

給与	5月24日		5月25日		6月28日		
	給与	源泉徴収	給与	源泉徴収	給与	源泉徴収	
5	24	500,000	78,300	421,700	2	11,750	11,750
6	25	500,000	78,300	421,700	2	11,750	0
6	28	900,000	140,940	759,060	2	93,000	93,000

③ 給与支払明細書への控除額の表示

給与の支払者が月次減税額の控除を行った場合には、給与等の支払いの際に従業員等へ交付する給与支払明細書の適宜の箇所に、月次減税額のうち実際に控除した金額を「定額減税額(所得税)×××円」又は「定額減税×××円」などと表示する。

『令和6年分所得税の定額減税のしかた』についての補足

① 事業所得者等に係る所得税の定額減税

原則として、令和6年分の所得税の確定申告(令和7年1月以降)の際に所得税額から控除されます。予定納税の対象者については、確定申告での控除を待たずに、令和6年6月以後に通知される予定納税額から納税者本人分に係る金額が控除され、同一生計配偶者又は扶養親族に係る金額については、予定納税額の減額申請の手続により控除が可能です。

② 定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付)

定額減税において、納税者本人と扶養親族(配偶者を含む)の数から算定される減税額(定額減税可能額)が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合は、個人住民税を課税する市区町村が定額減税しきれない差額を給付します。

③ 個人住民税の定額減税について

(1) 給与所得に係る特別徴収(給与所得者の方)

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月~令和7年5月分の11か月で均して徴収されます。

(2) 普通徴収(事業所得者等の方)

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。

定時総会を開催します

第24回定時総会を開催いたします。定時総会は、令和5年度事業報告・収支決算報告等の決議等をする重要な会議です。当会は、第17回定時総会において代議員制度に変更する定款変更を行いましたので、定時総会に出席出来るのは代議員の方のみとなります。

代議員は、会員の中から選出され、会員の代表として総会の構成員となり、表決権を行使します。今回の第24回定時総会は、令和2年10月16日に当選が確定した代議員の方が表決権の行使をします。代議員名簿は、令和2年12月号会報(第78号)に掲載しております。

第24回定時総会 議案等

第1号議案 議事録署名人名選出の件

第2号議案 令和5年度 事業報告承認の件

第3号議案 令和5年度 収支決算報告
並びに監査報告承認の件

第4号議案 役員(理事)選任に関する件

報 告 令和6年度 事業計画報告の件

令和6年度 収支予算報告の件

◆日時:令和6年6月20(木) 午後2時から

◆会場:消費者生活センター 第5集会室

事務局からのお知らせ

定時総会開催のため、6月20日(木)の午後は事務局を閉めさせていただきます。

都税だより

☆6月は、固定資産税・都市計画税

第1期分の納期です(23区内)

令和6年度の固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書を6月3日(月)に発送します。7月1日(月)までにお納めください。なお、納税通知書は、郵便局の配達状況により発送からお手元に届くまで10日程度かかる場合がございます。

☆固定資産税・都市計画税の現所有者申告制度について(23区内)

現所有者申告制度は、土地・家屋の所有者が亡くなった場合、相続人など新たに所有者(現所有者)となった方から、3ヶ月以内に、ご自身が現所有者であることを申告していただく制度です。

また、土地・家屋の所有者が亡くなられた場合は、早めの相続登記をご検討ください。

☆令和6年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続についてお知らせします(23区内)

①商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ減額措置②小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置③小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置については、令和6年度も継続します。④税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等に対する固定資産税・都市計画税の減額措置については、令和8年度まで継続します。⑤耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免措置については、昭和57年1月2日から平成13年1月1日までに新築された一定の木造住宅を耐震改修した場合も減免の対象とした上で、適用期限を令和7年度末まで2年延長します。

☆都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも簡単に納税できます。詳細は、主税局HPをご確認ください。

(https://www.taxnetor.tokyo.lg.jp/common/fozei_nouzei.htm#L16)

【お問い合わせ先】

大田都税事務所

電話03(3733)2411(代表)

事務局より

◎夏季軽装の実施について

地球温暖化対策、消費電力削減等の推進のため、5月1日より役職員の夏季軽装(ノーネクタイ・ノー上着)ならびに事務局内の冷房の適温化(室温28度を目安に設定する)を実施しております。事務局にお越しの際は、取り組みへのご理解のほど、よろしく願います。

◎会費の口座振替をご利用の方へ

5月23日(木)に令和6年4月〜9月分(12,000円)の会費が指定口座から引落された方は、忘れずに租税公課等で経費計上してください。

なお、通帳印字をもって領収とさせていただきますため、「領収書」は発行いたしません。

青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

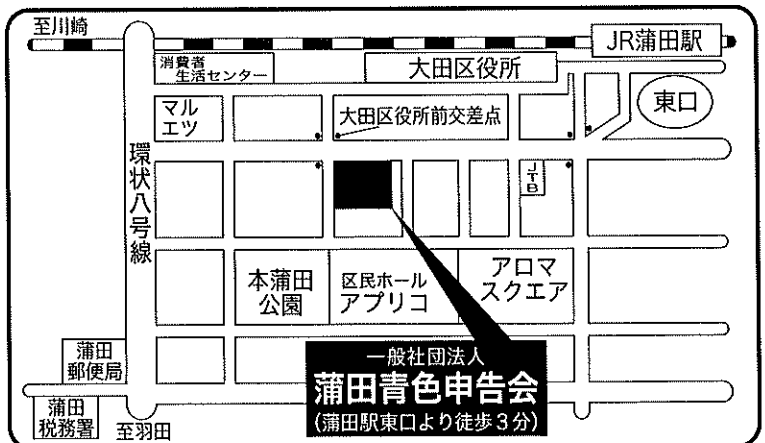
6月24日(月)に令和6年8月〜10月分が引落しされます。

なお、通帳印字をもって領収とさせていただきますため「領収書」は発行いたしません。

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

一般社団法人 蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



五月 事業報告

- 七日〜一日 令和6年入会者個別記帳指導会(事務局)
- 一三日 東青連第2ブロック専務局長会議・東青連第2ブロック会長専務局長合同会議(北沢青色申告会館)
- 一四日 財務委員会(事務局)
- 一六日 執行部会(事務局)
- 二二日 監査会(事務局)
- 二二日 大田地区租税教育推進協議会定期総会(事務局)
- 二二日 蒲田納税会通常総会(事務局)
- 二二日 蒲田納税貯蓄組合連合会定期総会(事務局)
- 二二日 蒲田納税貯蓄組合連合会定期総会(事務局)
- 二九日 東青連理事会(事務局)
- 三〇日 東青連共済会理事会(事務局)
- 三〇日 東青連共済会理事会(事務局)
- 三〇日 消費者生活センター(事務局)